

業 務 企 画 提 案 仕 様 書

1. 業務名

令和7年度 沖縄きのこ市場競争力強化事業委託業務

2. 履行期間

契約締結の日から令和8年3月19日まで

3. 業務概要

沖縄県の特用林産物生産額は林業生産額の約6割を占める。中でもきのこの生産額は最も多く、きのこは県農林水産部の戦略品目として、生産体制の強化と沖縄ブランドの確立が求められている。

しかし、県内販売店等においては、まだまだ県外産きのこの流通量が多く価格等の競合がある。そのため、他県産きのこの競合を回避し、きのこ生産収入増に繋げるため、亜熱帯性気候に適した需要見込みのあるきのこの栽培技術が求められている。本事業では、県内で自生が確認され市場性の高いフクロタケについて、栽培技術の確立を行う。

また、県内で生産されているが、県外産品種を活用しているクロアワビタケについても、県内自生種の栽培技術の確立を行い、他きのこの差別化を図る。

さらに、令和6年度に沖縄県で品種選抜したアラゲキクラゲの2品種について、本格的な生産実施に向けて、生産者の施設において実証栽培を実施し栽培マニュアルを作成する。

本業務は、令和7年度から着手し、令和9年度に完了する予定である。

(沖縄振興特別推進交付金事業)

4. 契約限度額(令和7年度)

本提案に当たっては、総額 6,452,600 円(消費税及び地方消費税を含む)の範囲で見積もること。
(ただし、この金額は企画提案のために設定した金額であり実際の契約金額とは異なる。)

5. 業務内容

(1) 計画準備

本業務を実施するに当たり、業務内容、目的、求められる成果等を十分に把握・理解した上で、業務計画書を作成すること。

【提案内容】

令和7年度から令和9年度までの計画を提案すること。

(2) 研究・コーディネート業務

1) フクロタケ栽培技術の確立および県内に自生するフクロタケの環境特性等調査

沖縄県森林資源研究センターならびに専門的知識を有する研究機関と連携し、本県で自生するフクロタケの栽培技術確立および県内で自生するフクロタケの環境特性調査のため、以下の業務を行う。

ア フクロタケの栽培試験を実施する沖縄県森林資源研究センターおよび研究機関のサポートを行い、栽培技術の確立に向けた各種データの整理を行う。

また、試験栽培に必要な栽培床および資材等についても検討し提供を行う。

【提案内容】 沖縄県森林資源研究センターおよび研究機関との連携方法について提案すること

イ 保存期間が短いフクロタケの子実体について、保存方法および流通方法について検討する。

【提案内容】 保存方法および県内で消費可能な流通方法の検討手法について提案すること。

ウ フクロタケ自生地環境特性等を調査するとともに、フクロタケの発生が確認された際は、採取し、研究機関と連携し培養・保存すること。

【提案内容】 自生地調査等の実施方法について提案すること

2) 県内に自生するクロアワビタケの品種特性調査等および栽培技術の確立

沖縄県内に自生するクロアワビタケの品種特性調査等および栽培試験を行う。

ア 自生クロアワビタケの環境特性等調査

専門的知識を有する研究機関等と連携し、クロアワビタケ自生地環境特性等を調査するとともに、クロアワビタケの発生が確認された際は採取し、培養・保存すること。

本業務については、再委託も可とする。

【提案内容】 研究機関等との連携方法、自生地調査等の実施方法について提案すること

イ 栽培技術の確立

森林資源研究センターおよび研究機関と連携し、県内で生産しているクロアワビタケと県内で採取されたクロアワビタケの栽培試験を実施し、自生しているクロアワビタケの発生特性を把握する。

本業務については、再委託も可とする。

本業務は、令和8年度から実施する

【提案内容】 森林資源研究センターおよび研究機関との連携方法および栽培試験の実施方法について、提案すること。

(3) 栽培マニュアルの作成

1) 自生フクロタケの栽培マニュアル(案)の作成

森林資源研究センターと連携し、フクロタケの栽培手法および発生特性等の各種データを整理し、生産者への普及に向けた「栽培マニュアル(案)」の作成を行う。

【提案内容】

栽培マニュアル(案)作成のための、森林資源研究センターとの連携方法について提案すること。

2) クロアワビタケ栽培マニュアル(案)の作成

森林資源研究センターと連携し、自生クロアワビタケの栽培手法および発生特性等の各種

データを整理し、生産者への普及に向けた「栽培マニュアル（案）」の作成を行う。

【提案内容】

栽培マニュアル（案）作成のための、森林資源研究センターとの連携方法について提案すること。

3) アラゲキクラゲの栽培マニュアルの作成

沖縄県が品種選抜したアラゲキクラゲ2品種について、令和6年に沖縄県が策定した「アラゲキクラゲ栽培マニュアル（案）」に基づき、生産者の施設において実証栽培を実施し、「栽培マニュアル」を確立する。

【提案内容】

栽培マニュアル作成のための、実証栽培の手法等について提案すること

(4) 沖縄県産きのこの成分調査

沖縄県産きのこの県外産との差別化を図るため、沖縄県産の各種きのこの成分を明らかにする。また、保存期間の違いによる成分の変化等についても明らかにする

【提案内容】

成分調査手法について提案すること。

(5) 検討委員会の設置及び運営

学識経験者、関係行政機関、林業関係団体、きのこ生産関係団体等からなる検討委員会を設置し、本業務の手法、結果、課題抽出、さらにその安定的な生産体制の構築・改善等について検討を行う。

1) 検討委員会の設置

本検討委員会を設置及する。委員の選定にあたっては調査職員と協議の上決定する。

2) 検討委員会の運営(2回以上)

本検討委員会に必要な資料の作成及び運営を行う。

(6) 報告書の作成

(1)～(5)までの委託業務を盛り込んだ報告書を作成し、以下のとおり提出すること。

ア 報告書(A4サイズ)	1部
イ ダイジェスト版	1部
ウ 電子記録媒体(CD-R等)	1部

6. 次年度以降の業務計画内容（見込み）

(1) 令和8年度(委託額：6,500千円程度)

令和7年度の調査試験より抽出された課題の改善策を反映させた調査試験の実施し、「県産フクロタケ栽培マニュアル（素案）」を作成。

「クロアワビタケ栽培マニュアル（素案）」作成に係る栽培試験を実施する。

アラゲキクラゲ生産者施設における県産アラゲキクラゲの実証栽培を継続し、課題や改善策

の検討を行う。

(2) 令和9年度(委託額：6,500千円程度)

令和8年度までの調査試験より抽出された課題の改善策を反映させた調査試験を実施し、「県産フクロタケの栽培マニュアル(案)」、「クロアワビタケの栽培マニュアル(案)」の作成、および「県産アラゲキクラゲの栽培マニュアル」を確立する。

7. 企画提案等の内容

企画提案書は、事業期間となる3年間分を提示すること。

8. 事業費の積算

企画提案に当たっては、4に記載された額を上限として事業費を積算すること。また、令和8年度及び令和9年度の事業費については、6の額を上限として積算すること。

(1) 積算の費目は次のとおりとする。

- 直接人件費
- 直接経費
- 再委託費
- 一般管理費

※ 一般管理費は、(直接人件費＋直接経費)の10%以内とする。

※ 直接経費に消費税が含まれている場合は、消費税相当額を除いたうえで計上すること。

※ 単価、回数、人数等の積算内訳がわかるようにすること。

9. 再委託について

(1) 一括再委託の禁止

契約の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。また、以下の契約の主たる部分に当たる業務については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。

- ① 契約金額の50%を超える業務
- ② 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲・承認

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請け負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとする時は、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし以下に定める「簡易な業務」については、この限りでない。

- ① 資料の収集・整理
- ② 複写・印刷・製本
- ③ 原稿・データの入力及び集計

その他単純作業的な業務であって、容易かつ簡易なもの

10. 打ち合わせ

受託者は、発注者と十分な調整を行ったうえで、業務の遂行を実施するものとし、概ね月に1度打ち合わせを実施し、業務の進捗状況及び計画内容を報告するほか、森林管理課の担当の求めの都度、報告を行うものとする。

なお、業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者の業務担当は業務打ち合わせ簿を作成し、上記の打ち合わせの都度、内容について森林管理課担当と相互に確認するものとする。

11. その他

- (1) 企画提案が選定された場合においても、提案内容の全ての実施を補償するものではない。
- (2) 受託者は、業務遂行に当たって、県、市町村、その他関係団体と緊密な連携をもって行わなければならない。
- (3) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、県と協議のうえ、県の指示に従うこと。
- (4) 委託業務による著作権等の知的財産は、原則として委託元である県に帰属するものとする。
- (5) 本契約履行に当たり、業務に関する県所有の資料については、その必要に応じて受託者に貸与又は閲覧可能である。